第36回世田谷区農業委員会総会

日：令和８年７月23日（木）
場所：三軒茶屋分庁舎３階会議室

第36回世田谷区農業委員会総会　会議録

開 催 日 時：令和８年７月23日（木）午後４時から

開 催 場 所：三軒茶屋分庁舎３階会議室

出席の委員：会長　宍戸幸男、会長職務代理者　浦野美枝子、矢藤茂、井出孝行、苅部嘉也、後藤宏、高橋哲也、清水希悦、吉村喜代隆、細井誠一、長島丈、髙橋拓司、髙橋光正、森安一、本橋延隆、池田鏡一、髙橋弘行、中塚さちよ、真鍋よしゆき、阿久津皇

欠席の委員：植松智

出席の職員：事務長　梅原文、事務次長　吉田健彦、主事　北川祐人、主事　下田亮太、主事　鎌田瑞生、都市計画課担当係長　多胡友嘉代、都市計画課主任　斎藤なつみ

会議次第

１．開会

２．会長挨拶

３．議事録署名委員の指名

４．議案の審議

（１）第１号議案　農地法に基づく許可申請について

・農地法第３条について　【該当無し】

（２）第２号議案　農地法に基づく転用届出等について

・農地法第４条について

・農地法第５条について

（３）第３号議案　その他の事項について

・生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について

・相続税納税猶予に関する適格者証明願について

・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

５．協議事項

（１）東京都市計画生産緑地地区の変更について(照会)

（２）令和８年９月の総会日程（案）について

（３）生産緑地の取得のあっせん依頼について

（４）東京都農業会議『第４６回農業後継者顕彰』候補者の推薦について

６．報告事項

（１）令和８年農家基本調査の実施について

（２）ふれあい農園の開催について

（３）令和８年度「農作業体験塾（秋）」の実施について

７．そ の 他

（１）農業委員会親睦会会計報告について

８．閉会

○事務局　皆様、こんにちは。定刻前ではございますが、本日出席の委員の皆様がおそろいになったので、始めさせていただきたいと思います。

本日は大変お暑い中、またお忙しい中、お越しいただきまして誠にありがとうございます。本日、第36回ということで、３年間の最後の総会でございます。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第２号議案の資料がNo.1、No.2、第３号議案の資料がNo.3、No.4、No.5となります。協議事項の資料はNo.6、No.7、No.8、No.9になります。報告事項の資料はNo.10、No.11、No.12、その他の資料はNo.13、また、別添資料といたしまして、農家基本調査票見本、営農だより129号、スポットワーカーを活用する農業者の方に奨励金を交付しますという東京都のチラシ、ホチキス留めの資料で、面積（720㎡）の現況「道路」の土地の５条転用案件についてを置かせていただいております。資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、次第の２、会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いします。

○宍戸会長　（会長、挨拶）

議事に入る前に、本日は植松智委員が欠席でございますが、総会が成立していることをご報告申し上げます。

次に、本日の署名委員ですが、髙橋拓司委員、矢藤茂委員にお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は、特例として次第５の協議事項(1)から協議に入りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　本日は関係人として世田谷区都市整備政策部都市計画課の職員が出席しておりますので、紹介させていただきます。

担当係長の多胡係長です。

○多胡係長　多胡でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局　担当の斎藤主任です。

○斎藤主任　斎藤でございます。よろしくお願いします。

○事務局　お手元の資料No.6、東京都市計画生産緑地地区の変更について（照会）に関しましては、都市計画課より説明いたします。

議事の変更をお許しいただくとともに、会議規則第８条の規定による関係人の出席と発言についての許可について、皆様のご同意をお願いいたします。

○宍戸会長　ただいま事務局から説明があった件について、世田谷区都市計画課職員２名の発言にご同意いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○宍戸会長　認めるという発言をいただきましたので、それでは、都市計画課より協議事項(1)について説明をお願いいたします。

○多胡係長　改めまして、よろしくお願いいたします。出席と発言のお許しをいただきまして誠にありがとうございます。本来でございましたら都市計画課長が説明に伺うところでございますが、所用により欠席をさせていただいておりますので、私から説明させていただきます。

日頃より世田谷区の都市づくり、まちづくりにご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。また、生産緑地の追加予定区域の現地調査に際しましては、農業委員の皆様にご協力をいただきました。改めて、この場をお借りして御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、今年度の生産緑地地区の都市計画変更について、資料６に基づき説明いたします。

お手元の資料６、１ページをご覧下さい。表紙をめくったところでございます。今回の変更内容の概要でございます。１、種類、件数及び面積という欄をご覧下さい。区内の生産緑地地区は全体で地区数が昨年度の453件から10件減少し、443件となります。面積は約77.81haから約1.48ha減少し、約76.33haとなります。

続きまして、具体的な変更内容について説明いたします。次のページ、２ページ目の第２の表ご覧下さい。こちらは、生産緑地地区の削除のみを行う地区の一覧でございます。表の一番下に記載のとおり、削除件数は合計16件、削除面積は約１万6190㎡でございます。なお、生産緑地地区の面積は、都市計画の手続上、10㎡単位で取り扱うため、資料中の面積は全て約と記載してございます。こちらの表には、各生産緑地の位置、削除面積と、備考欄に、削除を行う区域が地区の全部であるか、地区の一部であるかを記載してございます。こちらの今年度の削除の理由といたしましては、主たる従事者の方がお亡くなりになられたこと、生産緑地の指定から30年が経過したこと等のほか、生産緑地法第８条第４項による公共施設の設置等により行為制限の解除がなされたことが挙げられます。今年度は公共施設の設置によるものが１件ございまして、生産緑地番号○番が成城みつ池緑地の開設によるものとなっております。

次に、右側３ページをご覧下さい。第３の表は、追加のみを行う地区の一覧でございます。表の一番下に記載がございますように、追加件数は７件、追加面積は約1890㎡でございます。こちらも備考欄に、追加する区域が地区の全部か、地区の一部であるかを記載してございます。

続きまして、下段、第４の表をご覧下さい。今年度は、削除と追加を同時に併せて行う地区が１件ございます。削除面積は890㎡、追加面積は約520㎡となっております。

次に、めくっていただいて、４ページの新旧対照表をご覧下さい。これまでの内容をまとめた表でございます。今年度の削除件数は合計17件、追加件数は合計８件となります。

続きまして、右側５ページをご覧下さい。こちらは今年度の変更箇所図でございます。三角形の記号が削除の箇所、丸の記号が追加の箇所を表してございます。

それでは、今年度追加指定を行う８件から主立ったものについて説明いたします。資料中ほど、16ページの計画図をご覧下さい。前方のスクリーンにも16ページのものをご用意しておりますので、見やすい方で見ていただければと思います。16ページ左側、〇番、前方スクリーンの図でちょうど赤丸がついているところなんですけれども、こちらと、右側の〇番の２つの例をご紹介いたします。

まず、左側、〇番になります。前方のスクリーンには写真を添えて説明をしておりますので、こちらも併せてご覧になっていただければと思います。こちらは〇〇に位置する案件でございます。外環道の南側にある約3120㎡の既存の生産緑地の内、図の中で横のしまがついている部分なんですが、約890㎡を削除するものの、塗りつぶしの部分、前方ですと赤い部分、新たに約520㎡を追加するということが行われた案件になります。こちらは、相続により行為制限が解除された生産緑地について、宅地化の計画がある一方で、残る土地を生産緑地として追加指定することにより農地を保全することができる事例となっております。今後は、トマト、ナス、キュウリ等の野菜が栽培される予定となっております。

続きまして、〇番、〇〇に位置する案件でございます。こちらは、南側にある720㎡の縦じまの既存の生産緑地地区に、塗り潰してある180㎡の区域を追加指定するものでございます。この土地につきましては、単独では生産緑地の指定面積要件である300㎡を満たしておりませんが、100㎡程度以上の小規模農地であれば、隣接街区または同一街区の他の生産緑地と合わせて300㎡以上になる場合には一団の生産緑地とみなすことができるという一団性要件の緩和を活用した追加指定の事例でございます。こちらの農地ではブルーベリー等が栽培される予定となっております。

都市計画変更についての説明は以上でございます。

最後に、再び１ページをご覧下さい。４の今後の予定でございます。来月の８月20日に開催予定の世田谷区都市計画審議会へ報告を行った後、都市計画案の公告を予定しております。その後、11月の都市計画審議会への諮問を経て、11月下旬に都市計画の決定、告示を行い、来年２月に本委員会へご報告に伺う予定でございます。

生産緑地地区の変更に関する説明は以上でございます。

○宍戸会長　ありがとうございました。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

○真鍋委員　一番最初に例を挙げた16ページの件ですけれども、これは補助125号線の予定地内にあると思われますが、これは削除をするところが文字どおり都市計画道路の予定地ですけれども、これは具体的には、２点あるんですが、今、手元に都市計画の第五次事業化計画の資料はないんですが、補助125号線は第五次に多分入っていないということだと思います。ということは、これが解除になった場合は建築制限が行われないので、ここは農地以外の活用が見込まれると。今度追加するところも一部かかっているけれども、取りあえずは第五次にかかっていないので、制限等を受けないので、これはこのままという解釈でよろしいんでしょうか。

○多胡係長　お見込みのとおりでございます。（※）

○真鍋委員　分かりました。

○宍戸会長　ありがとうございました。

ほかにご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　それでは、協議事項(1)について、終了といたします。

これで都市計画課職員の皆様には退席をいただきますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

〔都市計画課職員　退室〕

○宍戸会長　それでは、次第４の議案の審議に入ります。

(1)の第２号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第２号議案は全て専決処理のため、報告のみとなります。

今月は、農地法第４条が１件、第５条が７件あります。

この件について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　８件ございますので、続けて説明させていただきます。

では、資料No.1をご覧下さい。第２号議案農地法第４条に基づく転用届出について。

受付番号8-4-3。（事務局より、申請内容について説明）

届出日、令和８年７月６日。専決処理日、令和８年７月９日。届出人、永井優子、喜多

続きまして、資料No.2－1をご覧下さい。第２号議案農地法第５条に基づく転用届出について。

受付番号8-5-7。（事務局より、申請内容について説明）

続いて、資料No.2－2をご覧下さい。

受付番号8-5-8。（事務局より、申請内容について説明）

続きまして、資料No.2－3をご覧下さい。

受付番号8-5-9。（事務局より、申請内容について説明）

続いて、資料No.2－4をご覧下さい。

受付番号8-5-10。（事務局より、申請内容について説明）

続いて、資料No.2－5をご覧下さい。

受付番号8-5-11。（事務局より、申請内容について説明）

続きまして、資料No.2－6をご覧下さい。

受付番号8-5-12。（事務局より、申請内容について説明）

続きまして、資料No.2－7をご覧下さい。

受付番号8-5-13。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長　この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご質問がないようですので、農地法に基づく転用届出等についての報告は終わります。

続きまして、(3)の第３号議案その他の事項についてを上程いたします。

初めに、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願１件について審議いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局　今回、故障の事由による主たる従事者証明が出ています。農業に従事することができなくなる故障については区長の認定が必要なため、今回の調査に合わせて、都市農

業課長、都市農業課職員２名で面談を行っておりまして、区として故障の認定を行っている案件となります。

資料No.3をご覧下さい。第３号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長　この件について調査されました植松智委員が本日欠席となっておりますので、事務局からの調査結果の報告としますので、よろしくお願いいたします。

○事務局　植松智委員から調査の報告文をいただいておりますので、代読をさせていただきます。（事務局より、申請内容について代読）

○宍戸会長　ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長　ありがとうございます。賛成多数と認めまして、証明書を発行することといたします。

次に、相続税納税猶予に関する適格者証明願２件について審議いたします。

１件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料No.４－1をご覧下さい。第３号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長　この件について調査されました後藤宏委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○後藤委員　（委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長　ありがとうございました。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

○髙橋（光）委員　ピオーネはいつ頃から栽培しているんですか。

○後藤委員　お父さんのときからですから相当前だと思うんですが、年数は聞いてはいないんですけれども。

○髙橋（光）委員　全然知らなかったですね。分かりました。

○宍戸会長　ありがとうございました。

ほかにはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ほかにないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長　ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

続いて、２件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料No.４－2をご覧下さい。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長　この件について調査されました井出孝行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○井出委員　（委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長　ありがとうございました。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長　ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

続いて、引き続き農業経営を行っている旨の証明願10件について審議いたします。

１件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料No.５－1をご覧下さい。第３号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長　この件について調査されました高橋哲也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋（哲）委員　（委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長　ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長　ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、２件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料No.5－2をご覧下さい。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長　この件について調査されました髙橋光正委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○髙橋（光）委員　報告します。（委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長　ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長　ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、３件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料No.5－3をご覧下さい。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長　この件について調査されました後藤宏委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○後藤委員　（委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長　ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長　ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行す

ることといたします。

次に、４件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料No.5－4をご覧下さい。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長　この件について調査されました髙橋光正委員、調査結果の報告をよろしくお願いいたします。

○髙橋（光）委員　（委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長　ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長　ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、５件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料No.5－5をご覧下さい。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長　この件について調査されました吉村喜代隆委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○吉村委員　（委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長　ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長　ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、６件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料No.5－6をご覧下さい。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長　この件について調査されました本橋延隆委員、調査結果の報告をお願いいた

します。

○本橋委員　（委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長　ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長　ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、７件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料No.5－7をご覧下さい。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長　この件について調査されました髙橋拓司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○髙橋（拓）委員　（委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長　ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長　ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、８件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料No.5－8をご覧下さい。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長　この件について調査されました髙橋拓司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○髙橋（拓）委員　（委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長　ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長　全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、９件目について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料No.5－9をご覧下さい。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長　この件について調査されました吉村喜代隆委員、調査結果の報告をよろしくお願いいたします。

○吉村委員　（委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長　ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長　ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、10件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料No.5－10をご覧下さい。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長　この件について調査されました井出孝行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○井出委員　（委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長　ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長　全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

これをもちまして次第４の議案の審議を終わります。

続きまして、次第５の協議事項に移ります。

(2)令和８年９月の総会日程（案）についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局　資料No.7、令和８年９月の総会日程（案）についてをご覧下さい。

次回、８月総会につきましては、令和８年８月27日木曜日午後３時から、会場は三茶しゃれなあどホール５階オリオンでの開催が決定しております。

令和８年９月の開催案につきまして、９月30日水曜日午後３時から、こちらも会場は三茶しゃれなあどホール５階オリオンでの開催を予定しております。

こちらは次期農業委員の皆様にはお知らせ済みですが、以降の日程についても何かお気づきの点がございましたら、この場でご意見いただけると助かります。

以上、ご協議よろしくお願いいたします。

○宍戸会長　この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　それでは、総会日程（案）については原案どおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○宍戸会長　それでは、原案どおりに決定いたします。

次に、(3)生産緑地の取得のあっせん依頼について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料No.8、生産緑地の取得のあっせん依頼についてをご覧下さい。こちらは、主たる従事者の死亡に伴う買取り申出となります。７月１日付で買取り申出が受理され、東京都及び世田谷区に照会をかけましたが、買取りの希望、必要なしの回答がありましたので、農業者の皆様にあっせんのご案内をする次第です。内容をご確認いただければと思います。

以上でございます。

○宍戸会長　この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご意見がなければ、買取り希望等がありましたら、事務局までご連絡をお願

いいたします。

次に、(4)東京都農業会議「第46回農業後継者顕彰」候補者の推薦について協議いたします。

この件について、お願いいたします。

○事務局　資料No.9、推薦書（案）をご覧下さい。東京都農業会議では、農業後継者がより一層の誇りを持って営農に精進し、地域農業の担い手となるよう、毎年顕彰を行っております。推薦基準といたしましては、候補者ご本人が、２から３年程度営農されている44歳以下の方、年間農業収入が概ね500万円以上の方か、候補者本人が、認定農業者または認定新規就農者、あるいは、家族が認定農業者であり、本人もいずれ認定農業者または認定新規就農者になることが見込まれること等となっており、事務局で確認させていただいております。例年、区内各ＪＡを通して推薦をいただき、農業委員会における協議を経て推薦書を提出しております。今回、ＪＡ世田谷目黒管内から○○○○さんのご推薦をいただいておりますので、推薦内容については資料でご確認下さい。

以上、推薦についてのご協議をお願いいたします。

○宍戸会長　この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　質問がなければ、原案どおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○宍戸会長　意見がないようですので、案のとおり推薦することといたします。

続きまして、次第６の報告事項に移ります。

(1)から(3)まで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、次第６の報告事項について順次説明をいたします。

まず、お手元の資料No.10、農家基本調査の実施についてをご覧下さい。世田谷区農業委員会では、毎年８月１日現在での区内農業者の方々の状況を把握するため、農家基本調査を実施しております。利用目的は、表面の中ほどに記載がございます農家基本調査の主な利用目的に記載の３点等となります。調査対象については、世田谷区内に在住し、経営農地面積が10ａ以上ある農家、または、生産緑地に指定の農地を保有している農家となります。

裏面の４の農家基本調査票の記入方法についてですが、見本も別添資料でお配りしてお

ります。調査票は、令和７年８月時点以降の情報が反映されているものを送付いたします。変更や訂正がある場合には朱書きで訂正していただく方式となってございます。発送については、７月末日以降とさせていただき、８月３日月曜日以降に順次、各農家に届く予定となってございます。提出期限は９月18日まででして、同封の返信用封筒にてご返送をお願いしております。調査結果につきましては、集計ができ次第、年度末頃に区のホームページに掲載をしております。また、見本の方にもとじさせていただいていますが、本調査とは別に世田谷区実施のアンケート調査票、東京都農業会議から生産緑地の貸し借りに関する意向調査も同封されますので、後程内容をご確認いただければと思います。

農家基本調査の実施については以上でございます。

続きまして、資料No.11をご覧下さい。ふれあい農園「ブドウもぎとり」、「リンゴ・ナシもぎとり」、「プルーンつみとり」の開催についてでございます。内容につきましては資料のとおりとなります。周知方法につきましては、８月１日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにて案内をさせていただきます。

資料No.12についても説明させていただきます。「農作業体験塾（秋）」の実施についてのご案内です。こちらは世田谷ファームほか２園で開催されております。内容については記載のとおりとなりますので、ご確認下さい。こちらも８月１日の「区のおしらせ」、区のホームページにて周知をさせていただきます。

以上、報告事項３件についての説明は以上となります。

○宍戸会長　この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご質問がないようですので、以上で次第６の報告事項を終了いたします。

次に、議題７のその他について、何かございますでしょうか。

○事務局　事務局から２件ございます。

１件目は、次第にございます農業委員会親睦会会計報告についてです。資料No.13をご覧下さい。農業委員会親睦会の令和７年８月から令和８年７月の会計について報告いたします。

収入の部につきましては、前期繰越金、親睦会費、義援金、全国農業新聞購読料、ほかとなっておりまして、合計が21万7794円。支出の部につきましては、全国農業新聞購読料、義援金で、合計が17万3300円となりました。差引きの残金４万4494円につきましては、今

回の農業委員の改選に合わせまして、各委員に2000円返金させていただき、残った494円を繰越しさせていただきます。

以上、ご確認をよろしくお願いいたします。

続けて２件目についても説明をさせていただきます。２件目について、資料ナンバーがないのですが、面積（720㎡）の現況「道路」の土地の５条転用案件についてということで、別添資料でつけさせていただいております。ホチキス留め３枚の資料です。こちらは、６月総会で真鍋委員よりご質問いただいていた件について、調査した結果をご報告するものです。

案件としては、別紙１の議案書のとおりとなってございまして、現況が農地ではなかったため、専決処理により届出は受理済みで処理済みなのですが、現況道路の土地が720㎡の広さに及んでいる議案となっておりまして、事務局としても状況を調査しておりました。

１枚目に戻っていただいて、まず、質問事項１、資料では現況地目が道路で面積720㎡となっている、どういった形状かという件について、下記の２に書かせていただいております。現地の道路の形状について、別紙２をつけておりますのでご確認下さい。３枚目の資料、別紙２です。中央の赤い四角で囲われた〇丁目〇番、こちらになります。左上の公図にはこの案件の筆の形がありまして、重ねて見ていただくと、〇番を囲うような形になっております。地図をよく見ていただくと、〇丁目〇番の東側の道路は、土地の形としては通り抜けているように見えますが、現況は行き止まり道路となっておりました。大きさについても、１街区の外周ほどの大きさとなっているため、面積も１筆で720㎡の筆となっておりました。

次に、１枚目に戻っていただきまして、質問事項２、この道路に建築線は発生しているか、質問事項３、１項１号道路になっていないのかについても、下記の３、建築線についてというところに書かせていただきました。別紙２を再度ご確認いただきますと、建築基準法上の道路種別を調べました。地図の右下の囲いにある色分けされた道路種別、北側の道、南側の道、それぞれ色塗りされた道路種別となっておりました。建築線としては、行き止まりの部分以外は発生しておりましたが、区の管理ではなく、どちらも私道でした。私道のため、建築基準法第42条における１項１号道路ではありませんでした。なお、建築線という言葉については、１枚目の中ほどの囲いの部分に解説を書かせていただきましたので、後程ご確認いただければと思います。

駆け足ですみません。続いて、１枚目に戻っていただいて、質問事項４、なぜこれまで

手続がされてこなかったのかにつきましては、下記の４に書かせていただきました。こちらについては、関係権利者のご事情にもよる部分がありまして、推測となってしまいます。１つ目が、事務局で直近の登記簿情報を確認いたしましたが、所有権移転が昭和31年と令和６年の２回の記載のみでした。また、議案にお名前のある○○○○様の前の所有者が○○○○様なのですが、○○○○様の相続の記録は昭和48年、○○○○様の相続は平成２年となっておりまして、昭和31年から令和６年までの間の地目変更を含めた登記がされてこなかったものかなと推察しております。また、２つ目として、譲受人が譲り受けた理由についても、明確な理由は不明でして、私道を購入する理由としては、一般的には、自己不動産価値の上昇ですとか、権利取得後に私道利用者に権利売却する等、いろいろ想像できますが、様々な理由が考えられるかなというところでした。

お答えとして不十分な面もあるかと思いますが、農業委員会事務局としてお調べさせていただいた限りのご報告をさせていただきました。

さきの事項を含めて、その他事項は以上でございます。

○宍戸会長　今ご説明させていただきました件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　それでは、ほかにないようですので、案件は全て終了いたしました。

それでは、閉会の挨拶を浦野職務代理にお願いいたします。

○浦野会長職務代理者　（職務代理挨拶）。

（※）当該地の補助125号線は第五次事業化計画における優先整備路線ではありません。生産緑地の指定が解除された場合は、生産緑地法に基づく行為制限は解除されます。ただし、当該地は引き続き都市計画道路区域内にあるため、都市計画法第53条に基づく建築制限の対象となります。

この議事録は、令和８年７月２３日（木）開催の第３６回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長　宍戸幸男

以上、議事の経過並びにその結果を明確にするため、下記に署名する。

署名委員

署名委員